平成２３年（再ロ）第１号
長野県佐久市甲295番地12
再生債務者　佐藤　正枝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月21日まで
平成23年６月30日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号
岡山市北区惣爪35番地８
再生債務者　犬飼　幸子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月21日まで
平成23年６月30日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１４号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番10号
再生債務者　塚本　義人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月27日まで
平成23年６月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
山口県宇部市大字上宇部150番地107
再生債務者　志垣　美智
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで
平成23年６月30日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（再ロ）第１１号
香川県高松市上天神町849番地８
再生債務者　片山　道子（旧姓長谷川）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで
平成23年６月30日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再ロ）第１号
熊本県八代市高下東町394番地６
再生債務者　大濵　康平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで
平成23年６月30日　熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
茨城県つくば市島名4436番地ガレリアヴェール210号
再生債務者　相沢　康博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１０１５５号
東京都八王子市元八王子町２―1380―１
再生債務者　吉田　　貢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
千葉県東金市広瀬475番地54
再生債務者　七海　　渉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月30日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年６月 30 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　大畠　章宏

附則第８条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第９条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
一　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
二　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
三　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
四　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
五　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
六　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年６月30日から施行し、同年３月11日から適用する。

解散公告

解散公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十五日
掲載頁　八十八頁（号外第六十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月一日
掲載頁　八十七頁（号外第七十号）
平成二十三年七月八日
宮城県仙台市太白区大野田字皿屋敷一七番地一　（甲）東北アストモスガス株式会社
代表取締役　相馬　直樹
福島県喜多方市豊川町高堂太字堂畑一四二番地　（乙）アイヴプロパン株式会社
代表取締役　海老原　稔

解散公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年八月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年七月八日
茨城県つくば市吾妻二丁目一一番一
（甲）株式会社ライトオン
代表取締役　藤原　政博
茨城県つくば市吾妻一丁目一一番一
（乙）株式会社チャイム
代表取締役　三浦　憲之